

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月8日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間 1,000億円を上限とします。
継続申込期間 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月20日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年6月16日、平成28年6月24日および平成28年11月14日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**（４）【発行（売出）価格】**

<訂正前>

<略>

委託会社に対する照会は下記においてできません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

<訂正後>

<略>

委託会社に対する照会は下記においてできません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

（８）【申込取扱場所】

<訂正前>

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

<訂正後>

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドは、MA（マルチアセット）ファンドシリーズ¹の一つであり、日本の公社債等を投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド²」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的に日本の債券市場（NOMURA-BPI総合指数）³の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

1 MA（マルチアセット）ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品群の総称です。

2 米国ボルカー・ルール²の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月31日付にて、ファンド名称から“ステート・ストリート”を削除しました。

3 NOMURA-BPI総合指数とは、野村証券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。また、野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

～ <略>

<訂正後>

ファンドは、MA（マルチアセット）ファンドシリーズ¹の一つであり、日本の公社債等を投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的に日本の債券市場（NOMURA-BPI総合指数）²の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

1 MA（マルチアセット）ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品群の総称です。

2 NOMURA-BPI総合指数とは、野村証券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。また、野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

～ <略>

「ファンドの目的」以下について、全文更新につき訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

ファンドの目的

当ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ[®]の一つであり、日本の公社債等を投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的にNOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

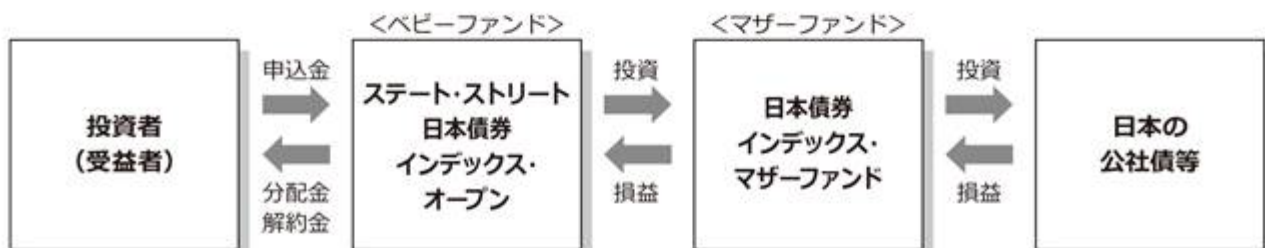
※ MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品群の総称です。

ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本の公社債等市場に投資します。
- 2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 3 NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、「ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

主な投資制限

1. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
2. 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限る、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 原則として、外貨建資産への実質投資は行いません(外貨建資産割合は0%)。
5. 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等全額とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同一の運用を行います。
なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

〈分配金に関する留意事項〉

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

投資対象とするマザーファンドの概要

■ 日本債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 ・ 債券組入比率は原則として高位を維持します。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成28年5月9日 信託契約締結、設定、運用開始(予定)

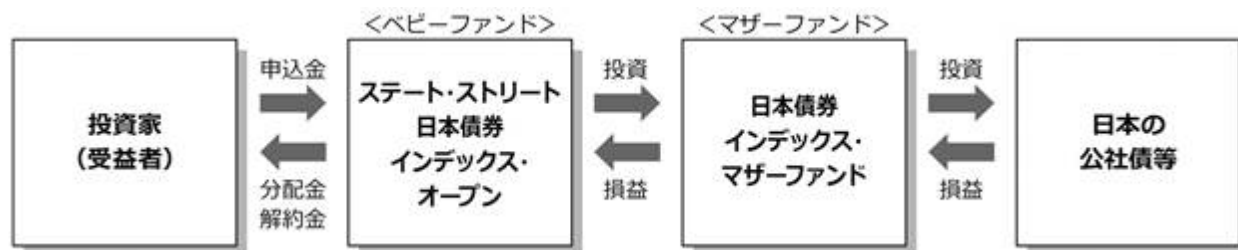
< 訂正後 >

平成28年5月9日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

< 略 >



< 略 >

< 略 >

委託会社の概況（平成28年1月29日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年 3 月31日	投資顧問業の登録
平成10年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年 9 月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

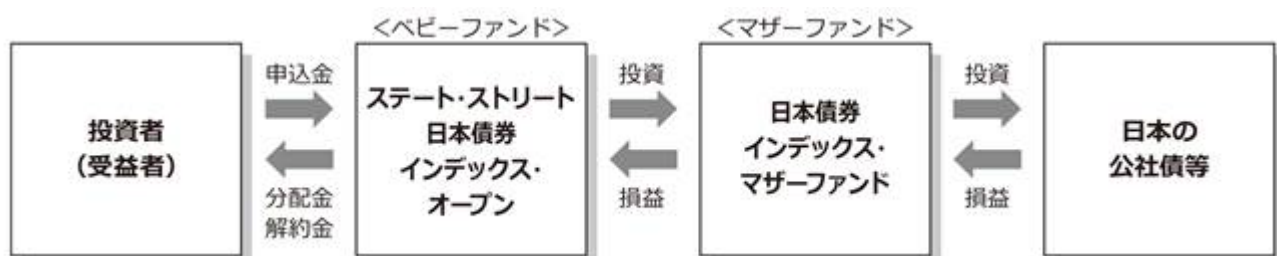
3) 大株主の状況

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

< 訂正後 >

< 略 >



< 略 >

< 略 >

委託会社の概況（平成28年11月30日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年 3 月31日	投資顧問業の登録
平成10年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年 9 月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(平成28年11月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

<略>

<訂正後>

<略>

上記運用体制は平成28年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5)【投資制限】

<訂正前>

~ <略>

(参考)「日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

1. <略>

2. 運用方法

(1)~(3) <略>

(4) 主な投資制限

~ <略>

— デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第17条の2)

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<訂正後>

~ <略>

(参考)「日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

1．<略>

2．運用方法

(1)～(3) <略>

(4) 主な投資制限

～ <略>

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1)～(2) <略>

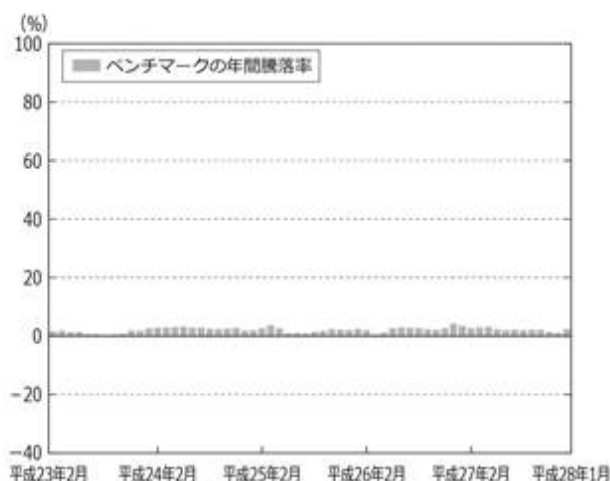
(3) リスク管理体制

<略>

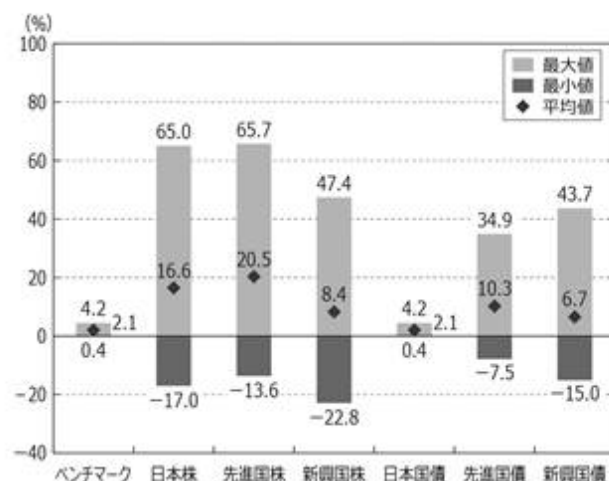
上記リスクに対する管理体制は平成28年1月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞ 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

＜ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移＞



＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞



※有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額および当ファンドの年間騰落率はありません。
 ※年間騰落率は当ファンドがベンチマークとするNOMURA-BPI総合指数の騰落率を用いております。
 ※代表的な資産クラスを表す指数の年間騰落率は、平成23年2月～平成28年1月の5年間の各月末における直近1年前を対比して計算(1年未満の場合は年換算)しております。
 ※平均値・最大値・最小値は、同期間の各月末における年間騰落率の該当値を表示しています。
 ※代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

＜訂正後＞

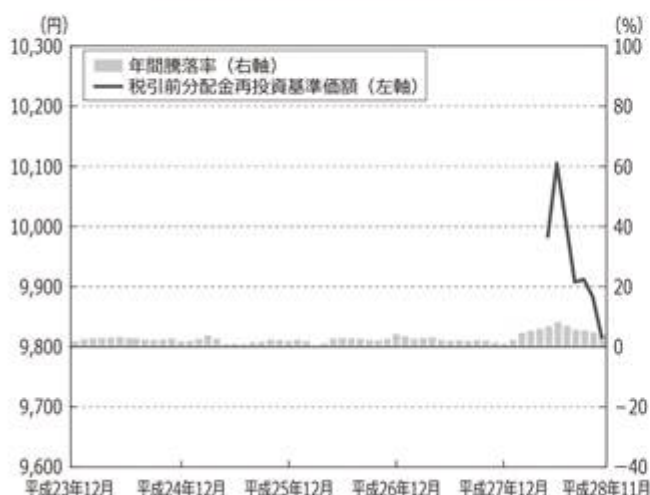
- (1)～(2) <略>
- (3) リスク管理体制

<略>

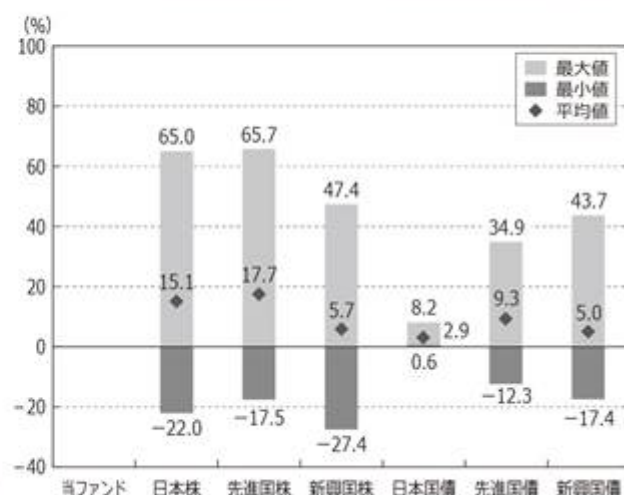
上記リスクに対する管理体制は平成28年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>



※平成28年11月末現在、当ファンドの年間騰落率はありません。

※年間騰落率は当ファンドがベンチマークとするNOMURA-BPI総合指数の騰落率を用いております。

※代表的な資産クラスを表す指数の年間騰落率は、平成23年12月～平成28年11月の5年間の各月末における直近1年前を対比して計算しております。

※平均値・最大値・最小値は、同期間の各月末における年間騰落率の該当値を表示しています。

※代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

< 略 >

		報酬額（年率）	役務の内容
信託報酬率合計		< 略 >	
配 分	委託会社	< 略 >	< 略 >
	販売会社	< 略 >	< 略 >
	受託会社	< 略 >	< 略 >

< 略 >

~ < 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

		報酬率（年率）	役務の内容
信託報酬率合計		< 略 >	
配 分	委託会社	< 略 >	< 略 >
	販売会社	< 略 >	< 略 >
	受託会社	< 略 >	< 略 >

< 略 >

~ < 略 >

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

(1)【投資状況】

(平成28年11月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,039,537,192	100.00
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		26,253	0.00
純資産総額		1,039,510,939	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(日本債券インデックス・マザーファンド)

(平成28年11月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	101,654,021,600	81.08
特殊債券	日本	10,326,264,528	8.24
地方債証券	日本	7,941,258,257	6.33
社債券	日本	6,374,654,180	5.09
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		923,190,847	0.74
純資産総額		125,373,007,718	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成28年11月30日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックス・マザーファンド		818,984,631	1.2822	1,050,162,807	1.2693	1,039,537,192	100.00
									投資比率:合計	100.00

(注1)投資有価証券は1銘柄です。

(注2)投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券		100.00
合計		100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券(日本債券インデックス・マザーファンド)

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成28年11月30日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第344回利付国 債(10年)	0.100	2026/09/20	1,800,000,000	101.24	1,822,399,000	100.83	1,814,958,000	1.45
2	日本	国債 証券	第298回利付国 債(10年)	1.300	2018/12/20	1,600,000,000	104.24	1,667,872,000	103.02	1,648,368,000	1.31
3	日本	国債 証券	第340回利付国 債(10年)	0.400	2025/09/20	1,300,000,000	104.66	1,360,580,000	103.61	1,346,943,000	1.07
4	日本	国債 証券	第343回利付国 債(10年)	0.100	2026/06/20	1,300,000,000	101.84	1,323,939,500	100.90	1,311,778,000	1.05
5	日本	国債 証券	第297回利付国 債(10年)	1.400	2018/12/20	1,200,000,000	104.52	1,254,264,000	103.22	1,238,736,000	0.99
6	日本	国債 証券	第129回利付国 債(5年)	0.100	2021/09/20	1,200,000,000	101.35	1,216,284,000	100.98	1,211,856,000	0.97
7	日本	国債 証券	第157回利付国 債(20年)	0.200	2036/06/20	1,200,000,000	98.62	1,183,460,200	95.59	1,147,128,000	0.91
8	日本	国債 証券	第304回利付国 債(10年)	1.300	2019/09/20	1,100,000,000	105.37	1,159,136,000	104.07	1,144,847,000	0.91
9	日本	国債 証券	第295回利付国 債(10年)	1.500	2018/06/20	1,100,000,000	103.93	1,143,263,000	102.61	1,128,765,000	0.90
10	日本	国債 証券	第313回利付国 債(10年)	1.300	2021/03/20	1,000,000,000	107.59	1,075,940,000	106.08	1,060,850,000	0.85
11	日本	国債 証券	第305回利付国 債(10年)	1.300	2019/12/20	1,000,000,000	105.73	1,057,380,000	104.40	1,044,090,000	0.83
12	日本	国債 証券	第302回利付国 債(10年)	1.400	2019/06/20	1,000,000,000	105.35	1,053,550,000	103.99	1,039,910,000	0.83
13	日本	国債 証券	第339回利付国 債(10年)	0.400	2025/06/20	1,000,000,000	104.68	1,046,800,000	103.55	1,035,510,000	0.83
14	日本	国債 証券	第338回利付国 債(10年)	0.400	2025/03/20	1,000,000,000	104.69	1,046,990,000	103.53	1,035,330,000	0.83
15	日本	国債 証券	第293回利付国 債(10年)	1.800	2018/06/20	1,000,000,000	104.62	1,046,210,000	103.08	1,030,890,000	0.82
16	日本	国債 証券	第337回利付国 債(10年)	0.300	2024/12/20	1,000,000,000	103.77	1,037,740,000	102.66	1,026,620,000	0.82
17	日本	国債 証券	第330回利付国 債(10年)	0.800	2023/09/20	900,000,000	107.44	966,996,000	105.94	953,496,000	0.76
18	日本	国債 証券	第314回利付国 債(10年)	1.100	2021/03/20	900,000,000	106.57	959,202,000	105.22	946,998,000	0.76
19	日本	国債 証券	第307回利付国 債(10年)	1.300	2020/03/20	900,000,000	106.13	955,233,000	104.75	942,750,000	0.75
20	日本	国債 証券	第310回利付国 債(10年)	1.000	2020/09/20	900,000,000	105.51	949,635,000	104.25	938,295,000	0.75
21	日本	国債 証券	第158回利付国 債(20年)	0.500	2036/09/20	900,000,000	101.14	910,262,000	101.00	909,000,000	0.73
22	日本	国債 証券	第128回利付国 債(5年)	0.100	2021/06/20	900,000,000	101.32	911,888,000	100.93	908,424,000	0.72
23	日本	国債 証券	第57回利付国債 (20年)	1.900	2022/06/20	800,000,000	113.32	906,592,000	111.06	888,512,000	0.71
24	日本	国債 証券	第312回利付国 債(10年)	1.200	2020/12/20	800,000,000	106.76	854,088,000	105.32	842,624,000	0.67
25	日本	国債 証券	第306回利付国 債(10年)	1.400	2020/03/20	800,000,000	106.54	852,344,000	105.08	840,648,000	0.67
26	日本	国債 証券	第309回利付国 債(10年)	1.100	2020/06/20	800,000,000	105.61	844,912,000	104.36	834,920,000	0.67
27	日本	国債 証券	第335回利付国 債(10年)	0.500	2024/09/20	800,000,000	105.48	843,856,000	104.18	833,472,000	0.66
28	日本	国債 証券	第342回利付国 債(10年)	0.100	2026/03/20	800,000,000	102.13	817,083,000	100.92	807,432,000	0.64

29	日本	国債証券	第315回利付国債（10年）	1.200	2021/06/20	750,000,000	107.47	806,055,000	105.93	794,542,500	0.63
30	日本	国債証券	第60回利付国債（20年）	1.400	2022/12/20	700,000,000	110.96	776,748,000	109.06	763,434,000	0.61
										投資比率：合計	25.10

（注1）評価金額の上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	81.08
特殊債券	-	8.24
地方債証券	-	6.33
社債券	-	5.09
合計		100.74

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年11月30日及び設定来における各月末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
平成28年 5月末日	9,975,105	0.9985
6月末日	11,506,409	1.0106
7月末日	185,524,016	1.0010
8月末日	365,163,602	0.9909
9月末日	463,549,126	0.9913
10月末日	782,278,708	0.9884
11月末日	1,039,510,939	0.9817

【分配の推移】

該当する事項はありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率
自平成28年 5月 9日 至平成28年11月30日	1.8%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
自平成28年 5月 9日 至平成28年11月30日	1,147,289,943	88,399,033	1,058,890,910

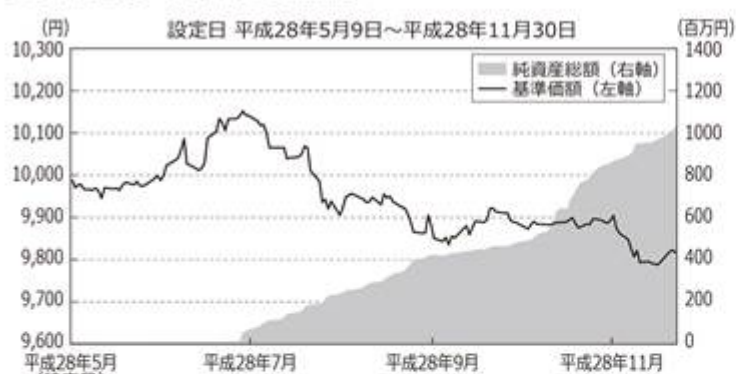
（注1）日本国外における設定、解約はありません。

（注2）第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

基準価額・純資産の推移

（平成28年11月30日現在）



<基準価額・純資産総額>

基準価額	9,817円
純資産総額	1,039百万円

分配の推移

該当事項はありません。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

主要な資産の状況

<銘柄別投資比率>

国/地域名	種類	銘柄名	利率	償還日	投資比率
1 日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	0.100	2026/09/20	1.45%
2 日本	国債証券	第298回利付国債(10年)	1.300	2018/12/20	1.31%
3 日本	国債証券	第340回利付国債(10年)	0.400	2025/09/20	1.07%
4 日本	国債証券	第343回利付国債(10年)	0.100	2026/06/20	1.05%
5 日本	国債証券	第297回利付国債(10年)	1.400	2018/12/20	0.99%
6 日本	国債証券	第129回利付国債(5年)	0.100	2021/09/20	0.97%
7 日本	国債証券	第157回利付国債(20年)	0.200	2036/06/20	0.91%
8 日本	国債証券	第304回利付国債(10年)	1.300	2019/09/20	0.91%
9 日本	国債証券	第295回利付国債(10年)	1.500	2018/06/20	0.90%
10 日本	国債証券	第313回利付国債(10年)	1.300	2021/03/20	0.85%

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※平成28年のファンドとベンチマークの収益率は設定時から11月末までで算出しております。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

1)~2) <略>

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA日本債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com

<訂正後>

1)~2) <略>

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA日本債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

第3【ファンドの経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成28年5月9日から平成28年11月8日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】
- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

当ファンドは第1計算期間を終了していないため、上記(1)～(4)の項目については、該当事項はありません。

【中間財務諸表】

ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (平成28年11月 8日現在)	
資産の部			
流動資産			
金銭信託			137,157
コール・ローン			9,484,961
親投資信託受益証券			863,368,127
流動資産合計			872,990,245
資産合計			872,990,245
負債の部			
流動負債			
未払解約金			9,360,661
未払受託者報酬			43,281
未払委託者報酬			144,343
未払利息			27
その他未払費用			14,361
流動負債合計			9,562,673
負債合計			9,562,673
純資産の部			
元本等			
元本	1		872,775,273
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()	3		9,347,701
元本等合計			863,427,572
純資産合計			863,427,572
負債純資産合計			872,990,245

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自 平成28年 5月 9日 至 平成28年11月 8日
営業収益	
有価証券売買等損益	4,128,416
営業収益合計	4,128,416
営業費用	
支払利息	619
受託者報酬	43,281
委託者報酬	144,343
その他費用	14,361
営業費用合計	202,604
営業損失（ ）	4,331,020
経常損失（ ）	4,331,020
中間純損失（ ）	4,331,020
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	604,622
剰余金増加額又は欠損金減少額	147,867
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	147,867
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,769,170
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,769,170
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,347,701

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 (平成28年11月 8日現在)
1 期首元本額	9,990,000円
期中追加設定元本額	923,272,020円
期中一部解約元本額	60,486,747円
2 受益権の総数	872,775,273口
3 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,347,701円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 (平成28年 11月 8日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載していません。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---------------------------	---

（有価証券関係に関する注記）
該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	当中間計算期間末 （平成28年11月 8日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9893円 （9,893円）

<参考>

当ファンドは「日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本債券インデックス・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表 （単位：円）

区 分	注記 番号	（平成28年11月 8日現在）
		金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		16,248,749
コール・ローン		1,088,566,726
国債証券		101,063,614,900
地方債証券		7,912,171,727
特殊債券		10,195,325,457
社債券		6,394,020,120
未収利息		368,090,189
前払費用		1,321,597
流動資産合計		127,039,359,465
資産合計		127,039,359,465
負債の部		
流動負債		
未払金		423,551,200
未払解約金		174,486,000
未払利息		3,162
その他未払費用		4,394
流動負債合計		598,044,756
負債合計		598,044,756

純資産の部		
元本等		
元本	1	98,866,398,230
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		27,574,916,479
元本等合計		126,441,314,709
純資産合計		126,441,314,709
負債純資産合計		127,039,359,465

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成28年11月 8日現在)
1 期首元本額	106,041,764,790円
期中追加設定元本額	9,873,959,818円
期中一部解約元本額	17,049,326,378円
元本の内訳	
ファンド名	
A M C / ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン(ステイブル)	1,083,861,438円
日本債券インデックス・ファンド(年金1) < 適格機関投資家限定 >	3,344,706,310円
バランスファンドVA30A < 適格機関投資家限定 >	68,935,817円
バランスファンドVA30B < 適格機関投資家限定 >	3,808,110,441円
バランスファンドVA40A < 適格機関投資家限定 >	1,653,000円
バランスファンドVA40B < 適格機関投資家限定 >	32,997,062円
バランスファンドVA50A < 適格機関投資家限定 >	40,005,989円
バランスファンドVA50B < 適格機関投資家限定 >	17,807,849,635円
バランスファンドVA50C < 適格機関投資家限定 >	42,777,830円
バランスファンドVA25A < 適格機関投資家限定 >	9,398,020,910円
バランスファンドVA37.5A < 適格機関投資家限定 >	2,921,738,937円
バランスファンドVA75A < 適格機関投資家限定 >	21,062,179円
4資産バランス20VA < 適格機関投資家限定 >	764,767,486円
4資産バランス40VA < 適格機関投資家限定 >	2,107,226,211円
4資産バランス30VA < 適格機関投資家限定 >	1,110,263,367円
バランスファンドVA35A < 適格機関投資家限定 >	9,322,585,430円
バランスファンドVA40C < 適格機関投資家限定 >	850,487,072円
世界4資産バランスVA45 < 適格機関投資家限定 >	3,226,915,488円

日本債券インデックス・ファンドV A 1 < 適格機関投資家限定 >	213,070,455円
グローバル4資産30VA < 適格機関投資家限定 >	79,442,570円
グローバル4資産45VA < 適格機関投資家限定 >	43,251,650円
日本債券インデックス・ファンドV A 2 < 適格機関投資家限定 >	2,155,981,817円
4資産バランス30VA2 < 適格機関投資家限定 >	50,163,202円
バランスファンドV A 2 5 B < 適格機関投資家限定 >	4,781,214,843円
バランスファンドV A 2 0 A < 適格機関投資家限定 >	36,942,713円
バランスファンドV A 3 5 B < 適格機関投資家限定 >	53,649,693円
バランスファンドV A 1 0 A < 適格機関投資家限定 >	1,560,749,480円
日本債券インデックス・ファンドV A 3 < 適格機関投資家限定 >	7,525,284,909円
日本債券インデックス・ファンド < 適格機関投資家限定 >	3,631,824,687円
4資産インデックスバランスVA20 < 適格機関投資家限定 >	3,540,369,699円
世界分散ファンドV A 2 5 A < 適格機関投資家限定 >	13,476,126,891円
4資産インデックスバランスVA50 < 適格機関投資家限定 >	15,695,940円
T a dリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金 < 適格機関投資家限定 >	1,091,992,197円
債券マルチ・ファクター戦略ファンド（年金） < 適格機関投資家限定 >	351,965,979円
T a dリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル） < 適格機関投資家限定 >	303,494,423円
ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン	675,086,502円
グローバルバランス40VA < 適格機関投資家限定 >	238,324,581円
グローバルバランス40VA2 < 適格機関投資家限定 >	2,847,244,801円
グローバルバランス40VA3 < 適格機関投資家限定 >	172,119,254円
グローバルバランス50VA < 適格機関投資家限定 >	68,437,342円
計	98,866,398,230円
2 受益権の総数	98,866,398,230口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	（平成28年11月 8日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---------------------------	---

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成28年11月 8日現在)	
1口当たり純資産額	1,2789円
(1万口当たり純資産額)	(12,789円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年11月30日現在)

資産総額	1,045,613,829円
負債総額	6,102,890円
純資産総額(-)	1,039,510,939円
発行済口数	1,058,890,910口
1口当たり純資産額(/)	0.9817円

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本債券インデックス・マザーファンド）

(平成28年11月30日現在)

資産総額	127,994,330,957円
負債総額	2,621,323,239円
純資産総額(-)	125,373,007,718円
発行済口数	98,772,552,068口
1口当たり純資産額(/)	1.2693円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成28年11月30日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成28年11月30日現在)。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成28年11月30日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成28年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計127本であり、その純資産総額は1,293,001百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表ならびに第20期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	8,366,245		6,002,331	
有価証券	38,658		6,448	
差入保証金	61,568		-	
前払金	34,267		94,019	
前払費用	16,572		19,057	
未収入金	631,179		527,437	
未収委託者報酬	620,043		544,116	
未収収益	20,425		28,476	
繰延税金資産	89,899		969,336	
流動資産計	9,878,861	97.4	8,191,223	74.4
固定資産				
有形固定資産	153,132		130,133	
建物附属設備	1	-	103,983	
器具備品	1	302	22,098	
リース資産	1	6,365	4,051	
建設仮勘定		146,463	-	
無形固定資産		804	201	
ソフトウェア	2	804	201	
投資その他の資産		108,598	2,686,381	
長期差入保証金		80,034	75,114	
繰延税金資産		23,714	2,606,416	
その他投資		4,850	4,850	
固定資産計		262,535	2,816,715	25.6
資産合計		10,141,396	11,007,938	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金		35,845	59,514	
未払金		560,375	586,597	
未払手数料	135,048		112,932	
その他未払金	425,326		473,664	
未払費用		11,999	1,560	
未払法人税等		154,604	3,917,946	
未払消費税等		89,514	39,613	
賞与引当金		53,368	58,531	

リース債務		-			1,861	
流動負債計		905,707	8.9		4,665,626	42.4
固定負債						
退職給付引当金		58,673			73,140	
長期リース債務		6,502			2,834	
固定負債計		65,175	0.6		75,974	0.7
負債合計		970,883	9.6		4,741,600	43.1
(純資産の部)			%			%
株主資本		9,170,513	90.4		6,266,337	56.9
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	8,751,393			5,847,217		
純資産合計		9,170,513	90.4		6,266,337	56.9
負債・純資産合計		10,141,396	100.0		11,007,938	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日		当事業年度 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益		%		%
委託者報酬	2,546,857		2,509,890	
投資顧問収入	1,644,728		1,578,998	
その他営業収益	37,200		155,119	
営業収益計	4,228,786	100.0	4,244,008	100.0
営業費用				
支払手数料	590,805		559,139	
広告宣伝費	16,509		16,680	
公告費	1,190		1,190	
調査費	379,903		410,480	
調査費	257,107		265,829	
委託調査費	120,214		142,735	
図書費	2,581		1,915	
委託計算費	166,328		151,283	
営業雑経費	36,320		42,905	
通信費	5,792		4,838	
印刷費	7,774		11,461	
協会費	10,010		10,719	
諸会費	2,763		4,744	
その他	9,978		11,140	
営業費用計	1,191,058	28.2	1,181,679	27.8
一般管理費				
給料	1,319,517		1,209,889	

役員報酬	337,945			289,386		
給料・手当	689,216			689,687		
賞与	257,155			187,055		
賞与引当金繰入額	35,199			43,760		
交際費		3,610			2,655	
旅費交通費		32,522			27,724	
租税公課		17,227			99,542	
不動産賃借料		126,366			85,870	
退職給付費用		57,683			80,570	
固定資産減価償却費		16,581			25,224	
福利厚生費		80,872			84,742	
事務手数料	1	84,588			522,979	
諸経費		183,190			148,610	
一般管理費計		1,922,160	45.5		2,287,811	53.9
営業利益		1,115,567	26.4		774,517	18.2
営業外収益						
受取利息		0			0	
有価証券運用益		678			-	
雑収入		3,846			278	
営業外収益計		4,525	0.1		278	0.0
営業外費用						
支払利息		201			174	
為替差損		2,420			2,081	
有価証券運用損		-			1,242	
雑損失		500			360	
営業外費用計		3,122	0.1		3,858	0.1
経常利益		1,116,969	26.4		770,936	18.2
特別損失						
固定資産減損損失	2	95,541			-	
固定資産除却損失		3,268			-	
事業再構築費用		-			101,509	
事務処理損失		15,453			173	
特別損失計		114,263	2.7		101,682	2.4
税引前当期純利益		1,002,706	23.7		669,254	15.8
法人税、住民税及び事業税		426,689	10.1		4,035,569	95.1
法人税等調整額		8,861	0.2		3,462,138	81.6
当期純利益		567,156	13.4		95,824	2.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,184,237	8,293,357	8,603,357	8,603,357
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	567,156	567,156	567,156	567,156

当期変動額合計	-	-	-	-	-	567,156	567,156	567,156	567,156
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,751,393	8,860,513	9,170,513	9,170,513

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,751,393	8,860,513	9,170,513	9,170,513	
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
当期純利益	-	-	-	-	-	95,824	95,824	95,824	95,824	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,904,175	2,904,175	2,904,175	2,904,175	
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	5,847,217	5,956,337	6,266,337	6,266,337	

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～7年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5.その他 財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1)概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月24日 取締役会	普通株式	3,000,000千円	483,870.96円	平成27年9月30日	平成28年3月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの。
該当ありません。

（リース取引関係）

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
所有権移転外ファイナンス・リース取引	同左
リース資産の内容 社用車両であります。	
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。	

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成27年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	8,366,245	8,366,245	

(2)未収委託者報酬	620,043	620,043	
(3)未収入金	631,179	631,179	
(4)長期差入保証金	80,034	35,636	44,398
(5)未払手数料	135,048	135,048	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,002,331	6,002,331	
(2)未収委託者報酬	544,116	544,116	
(3)未収入金	527,437	527,437	
(4)長期差入保証金	75,114	45,594	29,520
(5)未払手数料	112,932	112,932	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	38,658千円	貸借対照表計上額	6,448千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	311千円	に含まれた評価差額	1,448千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
退職給付債務の期首残高	391,473
勤務費用	46,659
利息費用	3,914
数理計算上の差異の発生額	7,645
退職給付の支払額	8,106
退職給付債務の期末残高	426,295

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
退職給付債務の期首残高	426,295
勤務費用	46,270
利息費用	4,262
数理計算上の差異の発生額	20,018
退職給付の支払額	38,975
退職給付債務の期末残高	457,872

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
年金資産の期首残高	278,789

期待運用収益	2,052
数理計算上の差異の発生額	11,804
事業主からの拠出額	50,203
退職給付の支払額	8,106
年金資産の期末残高	311,134

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
年金資産の期首残高	311,134
期待運用収益	2,295
数理計算上の差異の発生額	6,922
事業主からの拠出額	46,651
退職給付の支払額	38,975
年金資産の期末残高	328,027

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
積立型制度の退職給付債務	426,295
年金資産	311,134
	115,161
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	115,161
未認識数理計算上の差異	4,158
未認識過去勤務費用	52,329
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,673

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
積立型制度の退職給付債務	457,872
年金資産	328,027
	129,844
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	129,844
未認識数理計算上の差異	13,096
未認識過去勤務費用	43,608

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73,140
---------------------	--------

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
退職給付費用	42,241
(1)勤務費用	46,659
(2)利息費用	3,914
(3)期待運用収益（減算）	2,052
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	15,002

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
退職給付費用	61,118
(1)勤務費用	46,270
(2)利息費用	4,262
(3)期待運用収益（減算）	2,295
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	4,158

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（平成27年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.5%
その他	2.5%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（平成28年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	97.7%
その他	2.3%
合計	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)
(1) 割引率	1.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
(1) 割引率	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年

(注) 当事業年度の期首時点において適用した割引率は1.0%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.0%に変更しております。

8. 確定拠出制度

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額は15,442千円であります。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額は15,211千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成26年4月 1日	自 平成27年4月 1日
至 平成27年3月31日	至 平成28年3月31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	14,194	連結納税適用に伴う影響額	647,569
未払事業税	11,023	未払事業税	236,325
その他	64,681	賞与引当金繰入超過額	15,182
		その他	70,259
繰延税金資産(流動)合計	89,899	繰延税金資産(流動)合計	969,336
繰延税金負債(流動)との相殺	-	繰延税金負債(流動)との相殺	-
繰延税金資産(流動)の純額	89,899	繰延税金資産(流動)の純額	969,336
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
退職給付引当金	20,103	連結納税適用に伴う影響額	2,575,170
その他	3,610	退職給付引当金	23,491
		その他	7,754
繰延税金資産(固定)合計	23,714	繰延税金資産(固定)合計	2,606,416
繰延税金負債(固定)との相殺	-	繰延税金負債(固定)との相殺	-
繰延税金資産(固定)の純額	23,714	繰延税金資産(固定)の純額	2,606,416
繰延税金資産合計	113,613	繰延税金資産合計	3,575,752
繰延税金負債(流動)		繰延税金負債(流動)	
その他	-	その他	-
繰延税金負債(流動)合計	-	繰延税金負債(流動)合計	-
繰延税金資産(流動)との相殺	-	繰延税金資産(流動)との相殺	-
繰延税金負債(流動)の純額	-	繰延税金負債(流動)の純額	-
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
事業譲受に係る調整項目	-	事業譲受に係る調整項目	-
繰延税金負債(固定)合計	-	繰延税金負債(固定)合計	-
繰延税金資産(固定)との相殺	-	繰延税金資産(固定)との相殺	-
繰延税金負債(固定)の純額	-	繰延税金負債(固定)の純額	-
繰延税金資産の純額	113,613	繰延税金資産の純額	3,575,752
=====		=====	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	35.6%	法定実効税率	33.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
その他	0.2%	税率変更差異	40.5%
		その他	3.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.6%
	=====		=====

（税率変更に伴う影響）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,318千円減少し、法人税等調整額は9,318千円増加しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は178,278千円減少し、法人税等調整額は178,278千円増加しております。

（企業結合関係等）

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金および長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は89,966千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および本社オフィス移転に伴う新たな資産除去債務の発生により31,670千円増加しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および旧オフィス賃借契約終了に伴う一部の資産除去債務の履行により54,624千円減少しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の所 有（被所有） 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払	162,092 107,442 286,824 24,014 84,588	未収入金 未払金	240,569 7,234
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	35,271 4,173 135,406	前払金	34,267
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	440 5,521	-	-
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	66,188	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	407	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日											
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払	167,037 118,594 235,888 141,249 522,979	未収入金 未払金	228,410 205,912
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	38,211 133,176	前払金	94,019
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	399 10,659	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	290	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
自 平成26年4月 1日	自 平成27年4月 1日
至 平成27年3月31日	至 平成28年3月31日

1株当たり純資産 1,479,115円06銭 1株当たり当期純利益 91,476円79銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,010,699円58銭 1株当たり当期純利益 15,455円49銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
--	--

（注） 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
当期純利益（千円）	567,156	95,824
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	567,156	95,824
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

（重要な後発事象）

前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

科 目	期 別	第20期中間会計期間末 （平成28年9月30日現在）	
		金額	構成比
（資産の部）			%
流動資産			
預金		2,406,597	
有価証券		90,867	
前払金		127,471	
前払費用		17,048	
未収入金		290,767	
未収委託者報酬		538,329	
未収収益		250,096	
繰延税金資産		1,054,384	
流動資産計		4,775,560	66.1
固定資産			
有形固定資産		120,723	
建物附属設備	1	97,681	
器具備品	1	20,148	
リース資産	1	2,893	
無形固定資産		0	
ソフトウェア		0	
投資その他の資産		2,328,593	

長期差入保証金		73,225		
繰延税金資産		2,250,518		
その他投資		4,850		
固定資産計			2,449,317	33.9
資産合計			7,224,878	100.0
(負債の部)				%
流動負債				
預り金			25,306	
未払金			387,676	
未払手数料	109,598			
その他未払金	278,078			
未払費用			1,806	
未払法人税等			1,078	
未払消費税等	2		20,978	
賞与引当金			127,002	
リース債務			1,890	
流動負債計			565,739	7.8
固定負債				
退職給付引当金			83,276	
長期リース債務			1,881	
固定負債計			85,158	1.2
負債合計			650,898	9.0
(純資産の部)				%
株主資本			6,573,979	91.0
資本金	310,000			
利益剰余金	6,263,979			
利益準備金	77,500			
その他利益剰余金				
別途積立金	31,620			
繰越利益剰余金	6,154,859			
純資産合計			6,573,979	91.0
負債・純資産合計			7,224,878	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

期 別	第20期中間会計期間		
	自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日		
科 目	金額		構成比
			%
営業収益			
委託者報酬		1,078,266	
投資顧問収入		694,359	
その他営業収益	1	29,879	
営業収益計		1,802,505	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		549,040	
支払手数料	237,136		
その他営業費用	311,904		
一般管理費	1 2	918,065	
営業費用・一般管理費計		1,467,106	81.4
営業利益		335,399	18.6
営業外収益		82,082	4.6
営業外費用		1,904	0.1
経常利益		415,577	23.1
特別損失		32,965	1.8

税引前中間純利益		382,611	21.2
法人税,住民税及び事業税		195,880	10.9
法人税等調整額		270,849	15.0
中間純利益		307,642	17.1

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本								純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金					利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	5,847,217	5,956,337	6,266,337	6,266,337	
当中間期変動額										
中間純利益	-	-	-	-	-	307,642	307,642	307,642	307,642	
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	307,642	307,642	307,642	307,642	
当中間期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	6,154,859	6,263,979	6,573,979	6,573,979	

[重要な会計方針]

	第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日
1. 資産の評価基準及び 評価方法	有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 7年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p>
5. その他中間 財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 当中間会計期間より、親会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

[追加情報]

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 23,033千円 器具備品 19,084千円 リース資産 4,051千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日
--

1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額25,309千円は、その他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額131,326千円は、一般管理費に含まれております。	
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	8,252千円
無形固定資産	201千円
リース資産	1,157千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)	
普通株式	6,200			6,200	
2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの					
(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株あたり の配当額	基準日	効力発生日
平成28年12月22日 取締役会	普通 株式	995,862千円	160,622.90円	平成28年9月30日	平成28年12月26日

(リース取引)

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
リース資産の内容 社用車両であります。	
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。	

(金融商品関係)

第20期中間会計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日	
--	--

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,406,597	2,406,597	
(2)未収入金	290,767	290,767	
(3)未収委託者報酬	538,329	538,329	
(4)長期差入保証金	73,225	45,493	27,731
(5)未払手数料	109,598	109,598	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び、(5) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(有価証券関係)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	90,867千円
当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	490千円

(資産除去債務関係)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
当中間会計期間において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額の期中における増減はありません。	

(デリバティブ取引関係)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	

(セグメント情報等)

第20期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	

（セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

（セグメント関連情報）

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第20期中間会計期間
自 平成28年4月 1日
至 平成28年9月30日

1株当たり純資産額 1,060,319円34銭

1株当たり中間純利益 49,619円76銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第20期中間会計期間	
自 平成28年4月 1日	
至 平成28年9月30日	
中間純利益（千円）	307,642
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	307,642
期中平均株式数（株）	6,200

（その他）

第20期中間会計期間末
(平成28年9月30日現在)

第20期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)中間配当については、平成28年12月22日開催の取締役会において、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議致しました。

中間配当金額の総額	995,862千円
1株当たり中間配当金	160,622円90銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成28年12月26日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成28年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年 1月11日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート日本債券インデックス・オープンの平成28年5月9日から平成28年11月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート日本債券インデックス・オープンの平成28年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成28年5月9日から平成28年11月8日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成28年7月7日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。